戸籍証明書等の広域交付制度に関する要望

令和6年11月26日 熊本県司法書士会副会長 中山 貴博

○広域交付制度とは

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります(広域交付)。これによって、

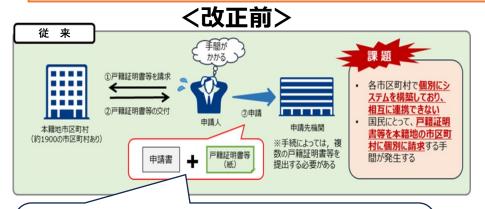
【どこでも】

本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

【まとめて】

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

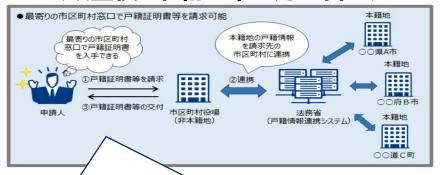
- ※ コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
- ※ 一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。



郵送で請求するために、1回の請求で最低1週間程度の期間がかかる。

市区町村への手数料を定額小為替で納付するので、その費用負担も重荷になる。

<改正後 令和6年3月1日~>



〈広域交付で戸籍証明書等を請求できる方〉

- ①本人 ②配偶者 ③父母、祖父母など(直系尊属)
- ④子、孫など(直系卑属)
- ※請求時、窓口にて顔付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)の提示が必要。

く要望>

所有者探索では職務上請求を活用して戸籍謄本等を取得しているが、郵便で請求しているため、郵送作業の手間がかかり、請求中の待ち時間が長く、かつ切手代等費用も多くかかる。

広域交付制度を職務上請求で利用できるようになれば、大きなコスト削減が期待できる。

出所:法務省HP

広域交付制度の職務上請求が認められた場合の効果イメージ

令和6年11月26日 熊本県司法書十会副会長 中山 貴博

